日

標準経由期間

							<u>所</u>	<u> </u>	<u> 薬務課</u>
法令名	医薬品、医療機能 る法律	昭和35年法	律第14	5号					
手続名	店舗販売業の許	可 < 1 >	第24条第1	項、第2	6 条第	1項			
審 査 基 準 販 るイロハニ ホヘト 1 あ 1 in あ	そ剤業請き法禁イ令麻心店 に薬こ気該積の師及者。第第錮か又薬身舗 掲品とが店は店又び(77以らは、の販 げを。十舗、の登置請 条条のまれ麻害業 店入 で売お番録販者 第の刑でに、に者 舗し あ業む診・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	こ該がを業去 頂第処該づ入り業 売又 外1しまが、置務あ 定のれる分は販適 店り 、舗でまるで、選売を表して、者に覚売切 舗受 、舗でで、およ、者に覚売切 舗受 、第一方付は、本ででは、、一番では、大きに、一番では、大きに、一番では、大きに、一番では、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに	設他を薬 を登をかそ毒務と 備す こ浦レ備そ定事 取録終、の者をが のる と又以規のめに りをわこ違 適で 基者 。は上りにる限 消取りの コき 準だ 薬と	則」(昭和36年厚生 語(昭和36年厚生 語(田和36年 語(日本)(昭和39年 語(日本)(昭和39年 語(日本)(昭和39年 第100年 第10	(当) で	でのうむ し経っ毒て 生れ 備店 不う定業で) て過た物い 労な 規舗 潔こめ務定が いし後及な 働い 則で なとるをめ次 なて、びい 省者 第あ 場が準う基イ 者な年物 で 条こ かきにんぎん	本制に 神 神 は は は は は は は は は は は は は	薬	でに店舗 とき。 されかに該当す 者 ぼに関する の明らかで こと。
受付業	処理 務課 機関	薬務課	交付 機関	薬務課	標準処理期間		20日	目次	4 0 თ 3 - 1

機関

機関

機関

								<u> </u>	管課	薬務課	
法令名	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関す る法律 お令番号 昭和35年法律第145号										
手続名	店舗販売業の許	店舗販売業の許可 < 2 >						第24条第1項、第26条第1			
を 審査基準 1	居 (では、) (では、	し設備区売陳陳譲受列若れ、の売陳陳し若、備を域し列列りけししら要でし列列くし又を有が、すす受らなくれ指あ、すすはくは有す、又るるけれいはな導る又るる譲は交する他はた陳よた場譲い医こはた陳り譲すこと区与に設と薬又受列品。与に設け受ると。域す必備す品はけ設を善す必備よけ場。たかる要かるを鍵た備販 る要かうら	所ただら店なら者使を者に売 店ならとれをだし明舗陳1又用か若陳し 舗陳1すた閉し、確に列.はすけし列、 に列.る一	2 メートル以内の範囲 医薬品を購入し、若しる者が進入することが た陳列設備その他医動 くはこれらの者によっ する場合は、この限り 又は授与しない時間が あっては、次に定める	講医場とる 囲しべ薬っりが る 囲をる造薬合。と (くで品てであ と (購者の品は こ 以はきを購なる こ 以入か	きた、 ろ 下譲な購入い場 ろ 下し進の取こ に 「りい入さ。合 に 「、入すがりの 適 要受よしれ に 適 第若するが限 合 指げう、 は 合 手しる	るっかす。 こなで る 医者要しし 要 る 医はといな も 薬若なくく 指 も 薬譲が こことで で 陳く置譲譲 医 で 陳受き かりけな	、 る 区で采受受 品 る 区たいのの と 」られよら 列 と 」若うより 列 と とし必必	つか うにるす医 を うにない うにるす医 を うになず 別 うこばない これ置	。 医てた若を す 一らが 品入しく用 こ 用者ら の採らす と 医にれ	
受付機問	処理 薬務課 機関	薬務課	交付 機関	薬務課	標準	処理期間 	- ++0.00	20日	目次	4003-2	

標準経由期間

日

機関

機関

機関

所管課 薬務課

						<u>РГ</u>	<u>[官課</u>	<u> </u>
法令名	医薬品、医 る法律	E療機器等の品質、有効性	及び安全性の確保等に関	व	法令番号	昭和35年法律第14	5号	
手続名	店舗販売業	美の許可 < 3 >		根拠条項	第24条第1項、第2	6 条第	1項	
くは譲り受けられた一般用医薬品を使用する者が直接手の触れられない陳列設備に陳列語ができる構造のものであること。 次に定めるところに適合する法第36条の6第1項及び第4項に基づき情報を提供し、別法第36条の10第1項、第3項及び第5項に基づき情報を提供するための設備を有するる場合は、いずれかの設備が適合していれば足りるものとする。 イ 要指導医薬品を陳列する場合には、要指導医薬品陳列区画の内部又は近接する場所には 第一類医薬品を陳列する場合には、第一類医薬品を陳列する陳列設備から7% ただし、鍵をかけた陳列設備に陳列する場合又は指定第二類医薬品を陳列する陳列設備がら7% ただし、鍵をかけた陳列設備に陳列する場合又は指定第二類医薬品を陳列する陳列設備がら7% ただし、鍵をかけた陳列設備に陳列する場合又は指定第二類医薬品を陳列する陳列設備がら7% ただし、鍵をかけた陳列設備に陳列する場合又は指定第二類医薬品を陳列する陳列設備がら7% ただし、鍵をかけた陳列設備に陳列する場合又は指定第二類医薬品を使用する者が進入し、若らの者によって購入され、若しくは譲り受けられた一般用医薬品を使用する者が進入するが採られて明人され、若しくは譲り受けられた一般用医薬品を使用する者が進入する。 「二 2以上の階に要指導医薬品又は一般用医薬品を通常陳列し、又は交付する場所があるは、一般用医薬品を過常陳列し、又は交付する場所の内部にあること。 「営業時間のうち、特定販売のみを行う時間がある場合には、都道府県知事又は厚生労働いる適切な監督を行うために必要な設備を備えていること。 「は掲げる店舗販売業の体制の基準は、次のとおりとする。(体制省令第2条) 要指導医薬品又は第一類医薬品を販売し、又は授与する店舗にあっては、要指導医薬品する営業時間内は、常時、当該店舗において薬剤師が勤務していること。				第一類医薬品陳列区画供列区画供列区画ででは、そのでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	の配 こと これ ひ つ ここで銀 のの に以若う 指 施 販 で銀 設設 あ内し必 導 方 ラー	が は は は は は は は は は は は は は		
	薬務課 1	薬務課	薬務課	標 		3 1 日 日	目次	4003-3

所管課 薬務課

法令名	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関す る法律	法令番号	昭和35年法律第145号
手続名	店舗販売業の許可 < 4 >	根拠条項	第24条第1項、第26条第1項

第二類医薬品又は第三類医薬品を販売し、又は授与する営業時間内は、常時、当該店舗において薬剤師又は登録販売者が 勤務していること。

営業時間又は営業時間外で相談を受ける時間内は、医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によって購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者から相談があつた場合に、法第36条の6第4項又は第36条の10第5項の規定による情報の提供又は指導を行うための体制を備えていること。

当該店舗において、要指導医薬品又は一般用医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師及び登録販売者の週当たり勤務時間数の総和を当該店舗内の要指導医薬品の情報の提供及び指導を行う場所(構造設備規則第2条第12号に規定する情報を提供し、及び指導を行うための設備がある場所をいう。 において同じ。)並びに一般用医薬品の情報の提供を行う場所(薬局等構造設備規則第2条第12号に規定する情報を提供するための設備がある場所をいう。 において同じ。)の数で除して得た数が、要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与する開店時間の一週間の総和以上であること。

要指導医薬品又は第一類医薬品を販売し、又は授与する店舗にあっては、当該店舗において要指導医薬品又は第一類医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師の週当たり勤務時間数の総和を当該店舗内の要指導医薬品の情報の提供及び指導を行う場所並びに第一類医薬品の情報の提供を行う場所の数で除して得た数が、要指導医薬品又は第一類医薬品を販売し、又は授与する開店時間の一週間の総和以上であること。

法第36条の6第1項及び第4項の規定による情報の提供及び指導並びに法第36条の10第1項、第3項及び第5項の規定による情報の提供その他の要指導医薬品及び一般用医薬品の販売又は授与の業務(要指導医薬品及び一般用医薬品の貯蔵並びに要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与する開店時間以外の時間における対応に関する業務を含む。)に係る適正な管理(以下「要指導医薬品等の適正販売等」という。)を確保するため、指針の策定、従事者に対する研修(特定販売を行う店舗にあつては、特定販売に関する研修を含む。)の実施その他必要な措置が講じられていること。

に掲げる店舗販売業者が講じなければならない措置には、次に掲げる事項を含むものとする。

イ 従事者から店舗販売業者への事故報告の体制の整備

受付	薬務課	処理	薬務課	交付	薬務課	標準	隼処理期間	20日	目次	1002 1
機関	米仍休	機関	米切林	機関	采扔床		標準経由期間	日		400/3-4

審査基準

審査基準(公表用)

様式第3号

所管課 薬務課

										<u> [7] </u>	日林	<u> </u>
	法令名	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関す る法律					法令番号 昭和35年第145号					
	手続名	店舗販売業の許可 < 5 >						艮拠条項	第24条第1項	夏、第2	6 条第	1項
審 查 基 準	口 八 二	医薬品の 要指導医	貯蔵設係 薬品等 <i>0</i> 薬品等 <i>0</i>	帯を設ける区域に立 D適正販売等のため D適正販売等のため	の業務	ことができる者の特別に関する手順書の作品となる情報の収集その	È。 艾及7	び当該手順語	書に基づく業務(の実施。		
受付	海	務課	処理	薬務課	交付	薬務課	標準	準処理期間	2	! 0日	目次	4 0 0 3 - 5
機関		NH IV	機関	₩۱٬۱۳	機関		標準経日		1期間	日		